

## 令和5年度被扶養者現況確認調査実施要領

### 1. 目的

扶養認定後における被保険者と被扶養者の生計維持関係を再確認するため、本調査を実施する。(健康保険法施行規則第50条・厚生労働省保険局長通知・保険局保険課長通知)

### 2. 対象被扶養者

- (1) 16歳以上75歳未満の子・孫・甥姪を除く被扶養者
- (2) 16歳以上75歳未満の子・孫・甥姪で現在無職と思われる被扶養者  
※令和5年5月1日より前に認定された被扶養者(学卒調査対象者を除く)

### 3. 調査事項

被保険者との生計維持関係、同居の有無、収入金額等

### 4. 実施時期

令和5年9月～12月

別紙1「被扶養者調査スケジュール」のとおり

### 5. 報告書提出期限

- (1) 被保険者：令和5年9月29日(金)
- (2) 事業主：令和5年10月6日(金)

### 6. 提出書類

- (1) 被保険者  
別紙2「被保険者添付書類一覧表」のとおり  
※その他状況に応じて追加書類が必要となる場合がある。
- (2) 事業主  
現況報告書  
※調査対象者が就職等により社会保険に加入している場合は、当該資格取得日が扶養削除日となるため、随時被扶養者削除届を提出する。

### 7. 被扶養者の要件(健康保険法第3条第7項)

- (1) 被保険者の直系尊属、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、子、孫および兄弟姉妹であって、主としてその被保険者により生計を維持しているもの
- (2) 被保険者の3親等内の親族であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主

- としてその被保険者により生計を維持しているもの
- (3)被保険者の配偶者であって、婚姻の届出をしていないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者の父母および子で、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持しているもの
- (4)③に掲げた配偶者の死後におけるその父母および子で、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持しているもの

## 8. 生計維持関係の要件

### (1)同一世帯の場合

対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上の場合は180万円未満）

+

被保険者の年間収入の2分の1未満

### (2)同一世帯でない場合

対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上の場合は180万円未満）

+

被保険者からの援助より対象者の収入が少ない

## 9. 年間収入

- (1)年間収入は、給与、各種年金及びその他恒常的な収入とする。
- (2)事業収入は、「総収入から直接的必要経費を差し引いた額」を所得としそれを収入として取扱う。
- なお、直接的必要経費は、原則、健保組合が認めているものに限る。

## 10. 調査後の対応

### (1)被扶養者の要件を満たす者

継続認定とする。

- (2)所得証明書の年間収入が130万円（60歳以上の場合は180万円）を超えている、または被保険者の年間収入の2分の1を超えている者（ただし、事業収入がある者は9のとおりとする。）

令和6年1月1日付で被扶養者削除とする。

### (3)同一世帯でない者

①翌年度調査時に送金額が分かる書類の提出を求めるため、該当被保険者に対してその旨の連絡を行う。

②翌年度調査時に前年度8月分から当年度7月分まで（1年分）該当被扶養者への送金額が分かる書類を提出してもらう。

なお、送金の確認ができない場合は、令和6年1月1日付で被扶養者削除とする。

(4) 期限までに書類が提出されない者

①提出期限までに提出がない者は、再度提出期限を定めて督促通知を行う。

②再提出期限を過ぎても提出がない者は、健康保険法施行規則第50条第7項により、令和6年1月1日付で保険証を無効とする。

ただし、令和5年11月10日（金）までに書類の提出があったときは、内容を精査し、判断する。

## 被扶養者調査スケジュール

予定年月日	予定内容	備考
令和5年 9月8日(金)	被扶養者調査書類の発送	
9月29日(金)	被扶養者調査書類の提出期限(被保険者)	
10月6日(金)	〃 (事業所)	
10月16日(月) ～	被扶養者調査書類未提出者への督促通知の発送 提出期限: 令和5年11月10日(金)	
10月20日(金)		
10月31日(火)	健保による調査書類の確認作業及び疑義対象者の抽出終了	
11月1日(水) ～	疑義対象者の生計維持に関する協議	
11月24日(金)	① 収入超過 ② 収入超過の可能性のある被扶養者 ③ 同一世帯でない被扶養者 ④ その他	
12月1日(金)	① 調査書類未提出者への通知発送 健康保険法施行規則50条7項により、「検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は無効とする」と定められているため、被扶養者削除通知をもって被扶養者削除とする。 ② 収入超過による削除対象者への通知発送 扶養削除に関する手続きについて通知を発送する。	
令和6年1月1日	被扶養者削除	

## 被扶養者添付書類一覧表

必要書類	現況								
	専業主婦 無職	パート アルバイト	年金受給者	自営業者	学生	別居者	義父母	内縁関係に ある者	就職者
現況届	○	○	○	○	○	○	○	○	-
所得証明書	○	○	○	○	-	○	○	○	-
雇用・給与支払証明書	-	○	-	-	-	-	-	-	-
年金振込通知書	-	-	○	-	-	-	-	-	-
確定申告書類（一式）	-	-	-	○	-	-	-	-	-
在学証明書	-	-	-	-	○	-	-	-	-
送金額（援助額）	-	-	-	-	-	○	-	-	-
住民票	-	-	-	-	-	-	○	-	-
戸籍謄本	-	-	-	-	-	-	-	○	-
被扶養者削除届	-	-	-	-	-	-	-	-	○

※その他状況に応じて追加書類が必要となる場合がある。

## 被扶養者現況確認調査実施根拠

### ○健康保険法施行規則

(被保険者証の検認又は更新等)

第五十条 保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

2 事業主は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、被保険者にその提出を求め、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。

3 被保険者は、前項の規定により被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを事業主に提出しなければならない。

…(中略)

7 第一項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。

### ○厚生労働省保険局長通知

保発第1029004号(平成16年10月29日付) 抜粋

「1 被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から、毎年実施すること。」

### ○厚生労働省保険局保険課長通知

保発第1029005号(平成16年10月29日付) 抜粋

「1 被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること。」